

地方議会制度改革のための地方議員の環境整備を求める意見書

平成12年4月の地方分権一括法の施行から、地方公共団体の権限は拡大され、地方議会においても担うべき役割や責任が増大し、これまで以上に市政に対する監視及び評価、更には立法機能の強化が求められている。

これに伴い、地方においては本市を含め、各市議会においても様々な議会改革や監視機能の制度並びに立法機能の強化など地方分権のための取り組みを進めているところである。

しかしながら、地方自治法施行70周年を迎えた現在、議員のなり手不足の深刻化が進んでおり、議会の存続が問われる危機的状況が喫緊の課題となっている。この要因として、若者世代が議員として生活する保障や、離職に伴う救済措置が無いことによる不安、更に議員として会社員・公務員等が立候補し、活動出来る法整備や議員活動を行うための休暇制度、復職制度等に係る労働法、労働基準法、地方公務員法、地方自治法などの法制度が未整備であることが考えられる。このことから、課題解決に向けた早急な対応が必要となる。

また、選挙権を18歳以上として若年層に対する制度緩和を進めた点からも、被選挙権についても同様に年齢を引き下げるべきであり、若者更に、女性など多様な層による幅広い住民が議員のなり手となるよう立候補制度を見直す必要がある。これに伴い、広く人材の確保を図る必要があることから、公職選挙法などの法改正による整備が必要である。

以上の問題点については、内閣総理大臣の諮問機関である地方制度調査会においても検討すべき重要な課題として認識されていることから、下記のとおり実現されるよう本市議会において強く求めるものである。

記

- 1 立候補に伴う休暇を保障する制度及び休職・復職制度等の制度の導入を行うこと。
また、公務員の立候補制限の緩和及び地方議会議員との兼職禁止の緩和を行うこと。
- 2 国民の幅広い政治参加や地方議会における人材を確保し、議員のなり手不足を解消するため、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備あるいは退職金等の支給について検討すること。
- 3 正常な労働関係を前提とした労働者の公的活動との調和を図るため、休職・解雇による不利益取扱いの禁止を盛り込むなど、法整備を行うこと。

- 4 公職選挙法などの現行法において、公務員などの職員は在職のまま立候補出来ないこととなっている。このことから民間企業従事者も含め、復職が出来るなどの救済措置が行われるよう法整備を行うこと。
- 5 国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、被選挙権においても18歳以上とし、若者・女性などの幅広い層が、議員となれる法整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。

平成30年12月19日

笠岡市議会議長

提出先

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，内閣官房長官，総務大臣，法務大臣，財務大臣，厚生労働大臣，経済産業大臣，内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当），地元国会議員